

佐賀県告示第 385 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 27 年 8 月 28 日から平成 27 年 9 月 28 日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 8 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員メー トル	延長メー トル
県道 稗木場有田 線	西松浦郡有田町戸杓字戸杓丙 559 番 3 地先から 西松浦郡有田町戸杓字赤松原 丙 932 番 1 地先まで	後	23.2 ~ 16.8	168.7
	西松浦郡有田町戸杓字戸杓丙 559 番 3 地先から 西松浦郡有田町戸杓字赤松原 丙 931 番 10 地先まで	前	31.5 ~ 16.8	175.5
県道 大木有田線	西松浦郡有田町本町字椎谷丙 1138 番地先から 西松浦郡有田町岩谷川内一丁 目 2435 番 3 地先まで	後	22.3 ~ 8.2	190.3
	西松浦郡有田町本町字椎谷丙 1138 番地先から 西松浦郡有田町岩谷川内一丁 目 2435 番 3 地先まで	前	11.3 ~ 8.0	188.0
県道 山谷大木線	西松浦郡有田町山谷切口字黒 木原乙 1396 番 1 地先から 西松浦郡有田町上山谷字中原 乙 1091 番 1 地先まで	後	15.4 ~ 10.5	295.5
	西松浦郡有田町山谷切口字黒 木原乙 1396 番 1 地先から 西松浦郡有田町上山谷字中原 乙 1091 番 1 地先まで	前	15.4 ~ 6.5	297.6
県道 伊万里有田	西松浦郡有田町立部字南山甲 272 番 5 地先から	後	49.7 ~ 10.9	2,025.2

線	西松浦郡有田町南原字穂波尾 甲 1142 番 5 地先まで			
	西松浦郡有田町立部字南山甲 272 番 5 地先から 西松浦郡有田町南原字穂波尾 甲 1142 番 5 地先まで	前	35.0 ~ 10.9	2,028.7
県道 伊万里有田 線	西松浦郡有田町本町字椎谷丙 1121 番 1 地先から 西松浦郡有田町桑古場字桑古 場乙 2292 番 4 地先まで	後	22.9 ~ 13.5	38.8
	西松浦郡有田町本町字椎谷丙 1121 番 1 地先から 西松浦郡有田町桑古場字桑古 場乙 2292 番 3 地先まで	前	32.1 ~ 12.5	58.1